

郡山市H I V・梅毒抗体検査実施要領

平成 17 年 7 月 5 日制定
平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正

[保健福祉部保健所保健・感染症課]

(目的)

第 1 条 この要領は、保健所及び依頼検査機関（以下「検査機関」という。）が行うH I V・梅毒抗体検査について必要な事項を定める。

(検査機関及び業務)

第 2 条 保健所は、検査の受付、カウンセリング及び検査受診者（以下「受診者」という。）

に対する検査結果の告知を行う。

2 検査機関は、採血、スクリーニング検査及び確認検査を行い、保健所に対し検査結果の報告を行う。

3 検査の項目はH I V抗体検査及び梅毒抗体検査とし、梅毒抗体検査はH I V抗体検査を行う場合にのみ、同時に実施できるものとする。

(匿名検査)

第 3 条 検査は、匿名検査を希望する受診者に対しては匿名で行う。

(検査の受付)

第 4 条 検査の申込みは、H I V・梅毒抗体検査申込書により行う。

第 5 条 検査の受付に際しては、H I V迅速検査の結果が判定保留（陽性又は判定不能）の場合、スクリーニング検査又は確認検査が必要であることを受診者に説明し、あらかじめ同意を得なければならない。

2 梅毒抗体検査の場合はスクリーニング検査のみであることを説明し、あらかじめ同意を得なければならない。

(検査料金)

第 6 条 H I V・梅毒抗体検査に係る手数料は無料とする。

(採血時のカウンセリング)

第7条 保健師が必要なカウンセリングを実施し、カウンセリング記録票を作成する。

（採血）

第8条 採血は、医師又は医師の指示により保健師等が行う。

（採血日）

第9条 保健所での採血日時は、保健所長が別に定める。

（採血場所）

第10条 採血は、受診者のプライバシーを十分に保てる場所で行う。

（迅速検査）

第11条 迅速検査は、臨床検査技師が行う。

2 検査機関は、判定結果について速やかにH I V・梅毒迅速検査結果に記入し保健所に報告する。

3 検体にはH I V抗体検査依頼書、梅毒抗体検査依頼書を添付する。

（感染性廃棄物の処理）

第12条 使用済みの採血針、手袋、脱脂綿等は、感染性廃棄物として処理する。

（スクリーニング検査及び確認検査）

第13条 H I V迅速検査の結果が判定保留（陽性又は判定不能）の場合、保健所は検査機関にスクリーニング検査及び確認検査を依頼する。

2 検体にはH I V抗体検査依頼書、梅毒抗体検査依頼書を添付する。

（検査結果の報告）

第14条 検査機関は前条の検査を行った後、検査結果について保健所長へ速やかに報告する。

（検査結果の告知者）

第15条 保健所長はH I V・梅毒迅速検査結果又は前条の結果報告に基づき、受診者に検査結果を告知する。

2 保健所長に事故があるとき等やむを得ない場合は、保健所長が指定する者が行う。

（検査結果の告知方法）

第16条 H I V・梅毒迅速検査結果の告知は、原則として検査当日に行う。

2 告知にあたっては、必要なカウンセリングを実施する。

3 H I V迅速検査の結果、判定保留（陽性又は判定不能）の場合はスクリーニング検査又は確認検査が必要であることを受診者に十分に説明し、結果の告知については、概ね2週間以内の適当な時間を指定し、再度来所してもらう。

4 梅毒抗体検査が陽性の場合は医療機関への受診を勧める。

（検査結果通知書の交付）

第 17 条 受診者（実名により検査を実施したものに限る。）が、検査結果について通知書の交付を求める場合は、H I V 抗体検査結果通知書
交付依頼書・梅毒抗体検査結果通知書交付依頼書を保健所長へ提出する。

2 保健所長は、前項に基づき H I V 抗体検査結果通知書・梅毒抗体検査結果通知書により通知する。

（確認検査陽性者への指導）

第 18 条 保健所長は、確認検査の結果が陽性である者に対しては、医療機関での精密検査が必要であることを説明し、医療機関を紹介すると
ともに必要な保健指導を行う。

2 保健所長に事故があるとき等やむを得ない場合は、保健所長が指定する者が行う。

（県への報告）

第 19 条 保健所は、各月ごとに H I V 抗体検査及びエイズ一般相談実施状況について速やかに福島県に報告する。

（台帳整理）

第 20 条 各月ごとに H I V ・梅毒抗体検査受診者台帳を整理し、保存する。

（秘密の保持）

第 21 条 H I V ・梅毒抗体検査に従事した者は、検査に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（文書の取扱）

第 22 条 この要領に基づき作成した文書は、その保存について十分な注意を払う。

（参考文書）

第 23 条 H I V ・梅毒抗体検査の実施については、この要領に定めるもののほか保健所における H I V 抗体検査の実施について（平成 3 年 2
月 4 日付け健医感発第 9 号・健政計発第 9 号通知）に従わなければならない。

（雑則）

第 24 条 この要領に定めるもののほか、H I V 抗体検査の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。